

三重大学における対面授業や実験・実習などにおける 感染予防対策について

三重大学危機管理委員会
2022 年 3 月 11 日承認

感染予防策の概要

三重大学の担当教員・学生が学内・学外における教育・研究活動を行う時には、「三重大学の教育・研究における担当教員・学生のための新型コロナ感染予防基本マニュアル」を遵守してください。

活動に参加する全ての学生・教職員等は「自己健康行動記録シート」等への記入を行ってください。この記録の保管や提出は、所属する学部・研究科等の取り決めに従ってください。

担当教職員は、活動を始める前に、体調不良者の有無を確認してください。

手指消毒は 70%アルコールによるものが基本となりますが、石鹼（ポンプ式を推奨）を使った丁寧な手洗いも感染予防に有効です。

消毒・除菌の方法等については、

厚生労働省 「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
を参照してください。

教室等を使用する場合は、概ね収容定員の 3 分の 2 以下で活動を行ない、活動中も互いの距離を取るよう努めて下さい。互いの距離は 1m 以上を目安としますが、頻繁な換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応して下さい。

運動・スポーツなど、活動の種類によっては接近したり、接触したりする状況が生じ得ます。このような活動では、接近や接触について記載された各種スポーツ協会ガイドラインなどを参照し、十分に検討してください。

このマニュアルにおける「担当教職員」は、活動に関連する教職員および研究グループの代表教員を含みます。

活動開始にあたっての注意

担当教職員は、授業を実施にあたって、体調あるいは健康上の不安（基礎疾患がある等）、感染リスクを極力避けたいという活動者の要望等についてあらかじめ把握し配慮する。

担当教職員は、毎回の活動前に「自己健康行動記録シート」等を提出させるかどうか予め検討し、活動者に通知しておく。

(1) 検温および体調不良者のチェック：活動に参加する担当教職員・学生

- ・ 受講当日には自宅で検温を行い、「自己健康行動記録シート」等に記録する。
- ・ 当日 37.5℃以上の発熱者、平熱より 1℃以上高い者、または体調不良を訴える者は参加しない。
- ・ 「自己健康行動記録シート」等の提出の指示があった場合、担当教職員に提出する。
- ・ 活動に参加する学生は、体調不良がある場合、「自己健康行動記録シート」等の提出の有無にかかわらず、担当教職員に口頭で申告する。
- ・ 担当教職員は、「自己健康行動記録シート」等の提出の有無にかかわらず、体調不良者がいないかどうか、活動に参加する学生に口頭で確認する。

(2) 手指の消毒：活動に参加する担当教職員・学生

- ・ 建屋および各教室に出入りする時には、その都度 70%アルコールなどで手指を消毒する。

(3) マスクの着用ルール：活動に参加する担当教職員・学生

- ・ キャンパス内では、なるべくマスクの着用をすることを推奨する。
- ・ 屋内では、マスクの着用を必須とする。
- ・ 但し、運動時および野外活動時は例外とする。
- ・ マスク着用時は、こまめな水分補給などにより、熱中症を予防する。

- (4) 担当教職員は、実験器具や計測機械を使用する場合は、使い捨ての手袋や軍手を使用させる。作業用グローブなど使い捨てのできないものを使用するときは、使用後に消毒する。
- (5) 担当教職員は、可能であれば靴を履き替えさせる。
- (6) 担当教職員は、1m を目安に最大限の間隔が取れるよう配慮した上で、活動者の配置を指示する。
- (7) 活動者の配置を追跡できるようにするため、講義等で座席に貼られた QR コードがある場合は登録システムを利用するなどして配置記録を残すように指示する（あらかじめ座席が指定されている場合には不要）。

活動前の注意（活動に参加する担当教職員・学生）

- (1) 使用する机、椅子、マイクなどを消毒用スプレーとペーパータオル等を使って清拭・消毒する。許可申請者が清拭・消毒を確認する。
- (2) ドアノブなど多くの人が触る部分は特に注意して清拭・消毒する。
- (3) 実験器具や測定機器の手が触れる場所も特に注意して清拭・消毒する。

同じ教室等で行った前の活動において、後述する「活動後の注意」における(1)から(4)までの清拭・消毒およびゴミ処理を行ったという連絡を当該活動の担当教職員が確実に受けている場合は、本項における(1)から(3)の清拭・消毒を省略することが可能である。担当教職員が確実な連絡を受けていない場合は、本項における(1)から(3)の清拭・消毒を行ってから活動に入る。

活動中の注意（活動に参加する担当教職員・学生）

- (1) 活動中は不必要な会話を控える。
- (2) 会話は 1m を目安にできるだけ距離をとって行う。ディスカッションや抄読会、食事や休憩などでも同様の注意をする。

- (3) 窓は可能な限り少しでも開け、常時換気させるのが望ましい。
- (4) 30 分から1時間に数分程度は大きく窓を開けて換気する。
- (5) ドラフトチャンバーなどがあれば、それを利用した排気も考慮する。
- (6) トイレや洗面は決められた場所を使用し、使用時に手指消毒を行う。
- (7) トイレや休憩後に再入室する際には手指の消毒や新しい手袋の使用など、最初の入室時と同じように行う。
- (8) 着替えは決められた場所を使用し、間隔をあけて行う。
- (9) 食事や休憩は決められた場所で、交代で取るようにする。
食事中は対面での着席を避ける。
- (10) 活動中に発熱や体調不良が発生した場合、速やかに他の活動者と隔離し、休ませる。
 - ・ 軽度の症状であれば、速やかに帰宅させ、自宅において健康観察させたのち、「新型コロナウイルスが疑われる一般学生・教職員の対応フロー」に従って受診相談を行うのが基本の流れである。
 - ・ 症状が強い、あるいは判断に迷う時は、保健管理センターに相談する。
 - ・ 症状が重篤で、急を要すると判断される場合は、救急車を呼ぶ。
 - ・ 搬送方法は、症状が発生する場所(キャンパス内、遠方の実習場など)や症状の程度により異なる。担当教職員は予め起こりうる状況を想定し、どのようなケースではどのように搬送するのかを、予め検討しておく。

活動後の注意 (活動に参加する担当教職員・学生)

学生、担当教職員あるいは研究グループの代表教員は、

- (1) ドアノブなど多くの人が触る部分は、必ず清拭・消毒する。許可申請者が清拭・消毒を確認する。
- (2) 使用した机、椅子、マイクなどを消毒用スプレーとペーパータオル等を使って清拭・消毒する。
- (3) 実験器具や測定機器の手が触れる場所も清拭・消毒する。
- (4) ゴミは、種別にまとめ、さらに大きなビニール袋に入れて密閉し、室外に出す。

- (1) および(4)は必ず行う。
- (2) および(3)は、可能な限り行う。

担当教職員は、本項の(1)から(4)までを全て行ったのち、同じ教室等を使用する次の活動担当教職員に確実に消毒済の引き継ぎ連絡がなされた場合は、次の活動前の清拭・消毒は省略できる。確実な連絡がなされない場合は、次の活動前にも清拭・消毒を行う。

上記の講義や実験・実習以外の感染予防

- (1) 課外活動は申請許可制となる。
先に述べた「感染予防の基本的な対策」に加え、それぞれの課外活動の特性に応じた感染防止策を申請書に書き加える。
- (2) 生協食堂の利用、
 - ・ 生協では、出入り口での手指消毒、購入するとき間隔をあける、着席できる座席の制限、定期的な窓の開閉、割り箸の取り扱いなど、生協が作成した感染予防策を遵守する。
- (3) 食事ができる教室や共用スペースの解放
 - ・ 雨の日や猛暑の日は外で食事を摂るのは不可能なため、弁当を食べる場所として一部の教室や共用スペースを開放することを各部局で検討する。

(4) バスでの移動（活動に参加する担当教員・学生全員）

- ・ 当日は自宅で検温を行い、37.5℃以上の発熱者、平熱より1℃以上高い者、または体調不良を訴える者は参加させない。
- ・ 乗車前に手指の消毒をする。
- ・ バスの乗員数は、概ね定員の3分の2を越えない範囲とする。
- ・ 座席の配置は、隣との間隔をできるだけ取れるように配慮する。
- ・ 担当教員は、乗車する参加者の座席番号を記録、あるいは指定する。
- ・ 移動中は、マスクを着用する。
- ・ 冷房中であっても少し窓をあけ、常時換気を心がける。
- ・ 運転手および担当教員は、運転後に車内座席や手に触れる場所の清拭・消毒を行う手順を検討しておく。

(5) 宿泊に関わる注意事項

- ・ 活動に参加する担当教員・学生は、体温計を持参する。
- ・ 活動に参加する担当教員・学生は、宿泊中には毎日検温を行い、記録する。37.5℃以上の発熱者、平熱より1℃以上高い者、または体調不良を訴える者は当日の参加を見合わせる。
- ・ 宿泊する人数は、各部屋とも概ね定員3分の2を越えない範囲とする。
- ・ 担当教員は、宿泊する部屋と氏名を記録しておく。
- ・ 担当教員は、実習中も1mを目安にできるだけお互いの距離を取るよう指示する。
- ・ 活動に参加する担当教員・学生は、実習場、宿泊施設、食堂、トイレの出入時、および入浴時には、手指消毒をする。
- ・ 活動に参加する担当教員・学生全員は、室内ではマスク着用とする。
- ・ 担当教員は、食事や入浴の際、できるだけ分散させるように予め計画し、食堂では対面で会話しないよう配置を指示する。
- ・ 担当教員は、宿泊した後の清拭・消毒について、誰がどのような手順で行うかを検討しておく。
- ・ 消毒した後のゴミは大きなビニール袋に入れ、密閉する。
担当教員は、ゴミ袋の廃棄方法についても検討しておく

(6) 練習船の実習

練習船は特に密な状況を作りやすく、換気も困難であることから、より厳密な対応が必要になる。上記の感染対策に加え、以下の対策を講じる。

運行計画

- ・ 乗船者は概ね定員の 3 分の 2 を超えないものとする。
- ・ 乗組員は必要最小限の人数に制限する。
- ・ 海域は、2 日以内に松阪港に寄港できる範囲とする。

乗船前の健康観察

- ・ 乗船 2 週間前から県内または通学可能な自宅・下宿等に滞在し、「自己健康行動記録シート」等を記録する。
- ・ 乗船には (a) から (e) を満たすことが必要。
 - (a) 2 週間以内に風邪の症状や 37.5℃ 以上あるいは平熱より 1℃ 以上高い発熱がないこと。
 - (b) 2 週間以内に強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がないこと。
 - (c) 同居者に (a) 又は (b) の症状がないこと。
 - (d) 2 週間以内に入国制限措置及び入国後の行動制限をとっている国・地域への渡航歴がないこと。
 - (e) 新型コロナウイルス感染者と濃厚な接触歴がないこと。

※乗船者は、乗船前 2 週間の期間に、(a)～(e) を満たさないことが確認された場合には、実習担当教員に報告すること。

乗船時・乗船中

- ・ 乗船時当日、体温測定を行う。37.5 度以上の発熱者、平熱より 1℃ 以上高い者、または体調不良を訴える者は乗船できない。
 - ・ 体温計を持参し、乗船中は 1 日 2 回体温測定を行う。
 - ・ 乗船時は手指消毒を行い、乗船中も船内に入出入りする時、操縦室、宿泊室、食堂、トイレ、浴室などに入出入りする場合は、手指消毒する。
 - ・ 乗船中は、就寝、入浴、喫食以外の船室内ではマスクを着用する。船外においてはできる限りマスクの着用を推奨する。
 - ・ 互いの距離をできる限り保つ。
 - ・ 食事は集中しないように分けてとる。対面で会話しない。
 - ・ 食事配膳時は、手指消毒の上、使い捨て手袋を使用する。
 - ・ 食事終了後、食堂の座席や出入り口のドアノブなどの消毒を行う。
 - ・ 船室内のドアノブなどの接触場所、浴室、トイレの消毒・清掃を行う。
 - ・ ゴミは分別して大きなビニール袋に入れ、しっかり密閉する。
-
- ・ 航海中に発熱などの感染症の症状が見られたら、個室に隔離し、直ちに航

海を中止して松阪港に帰港する。

(7) 図書館の利用上の注意

- ・ 出入り口での手指消毒、マスクの着用、着席できる座席の制限、定期的な窓の開閉、トイレでの手指消毒など、図書館が作成した予防策を遵守する。

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronat-aisaku20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

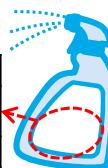
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

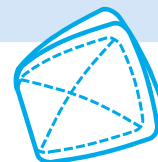
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性
正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

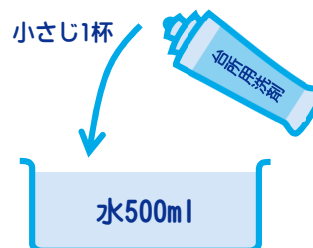
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する
場合は、製品に記載された使用方
法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、
台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く
混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどに
つけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われてい
るかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作っ
た溶液をしみこませて、液が垂れないよう
に絞る。汚れやウイルスを広げないように、
一方方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッ
チンペーパーや布などで水拭きして洗剤を
拭き取る。特に、プラスチック部分は放置
すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。